

件名 江田島市職員の懲戒処分について

本市職員を次のとおり懲戒処分したので、公表します。

1 処分年月日

令和元年11月26日

2 被処分者の所属・役職・性別・年齢・処分内容・理由

所属 (当時)	役職 (当時)	性別	年齢	処分 内容	処分理由
企業局	専門員	男	47歳	戒告	平成29・30年度において、 該当職員の独断による安易な事務 処理等により、未払い、過払い等 の不適正な会計処理を招き、その 金額を12月補正予算に計上する こととなったものです。
市民生活部	係長	男	50歳	戒告	平成30年度の物品購入や災害 復旧・復興事業に係る事務処理に おいて、業者や上司からの再三の 指摘にもかかわらず、該当職員の 職務懈怠により、支払い遅延を招 いたものです。
福祉保健部	専門員	男	43歳	戒告	平成30・令和元年度の50万 円を超える業務委託において、該 当職員の独断で入札等を実施せ ず、業務委託契約と実態のない消 耗品の請求書に分割し、支払い処 理をしたものです。

3 今後の対応

関係職員の懲戒処分及び行政措置により将来を戒めるとともに、全職員に対し注意喚起し、職員の服務規律遵守に向けた取組、具体的な再発防止策の構築（職員への注意喚起、研修の実施、内部のチェック機能体制の強化、事務処理に関するマニュアル作成など）に取り組めます。